

口座振替データ伝送業務 仕様書

令和6年1月

1 業務の目的

本業務は、札幌市（以下「市」という。）の口座振替による収納事務において必要となる、市・受託者・市の指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「対象金融機関」という。）の間における、口座振替データの伝送・連携等について、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）回線及びAnserDATAPORT（以下「ADP」という。）を利用して、安全・確実・円滑に行うことを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 対象金融機関・口座振替科目等

別紙1のとおり

4 本業務における初回口座振替日

令和6年4月1日

※ 市から受託者への初回口座振替依頼データ送信日は令和6年3月21日（木）とする。

5 業務委託期間中の各月の伝送データの想定件数

振替月	口座振替日（予定）			想定件数
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
4月分		4月30日	4月30日	263,000件
5月分		5月31日	6月2日	27,000件
6月分		7月1日	6月30日	430,000件
7月分		7月31日	7月31日	641,000件
8月分		9月2日	9月1日	435,000件
9月分		9月30日	9月30日	644,000件
10月分		10月31日	10月31日	423,000件
11月分		12月2日	12月1日	401,000件
12月分		(国民健康保険料) 12月30日	(国民健康保険料) 12月30日	(国民健康保険料) 138,000件
		(国民健康保険料以外) 1月6日	(国民健康保険料以外) 1月5日	(国民健康保険料以外) 499,000件
1月分		1月31日	2月2日	422,000件
2月分		2月28日	3月2日	395,000件
3月分	4月1日	3月31日	397,000件	
合計				5,115,000件

- ・ 表中の「年度」は、市の口座振替による収納事務の属する「会計年度」を示したものである。
- ・ 口座振替日は毎月末日とするが、末日が本市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで）に該当する場合は翌営業日となる。ただし、国民健康保険料は、12月分のみ12月30日を振替日とする。
- ・ 想定件数は令和4・5年度の実績を参考に算出した。

6 業務内容

(1) 口座振替データ伝送開始に向けた準備

受託者は、令和6年3月19日までに、別紙1に定める対象金融機関・口座振替科目について、下記アからカに提示した条件等を満たしたうえで、市・受託者・対象金融機関の間で口座振替データの伝送（以下「本番運用」という。）を滞りなく行うために「必要な準備」を行うこと。

なお、「必要な準備」とは、受託者所管のシステム・通信環境・ハードウェア等の整備、受託者と市・対象金融機関の調整、市と対象金融機関で行う調整の支援、市が口座振替データ伝送業務を円滑に行うために必要なマニュアルの作成・納品等を想定しているが、詳細は市と受託者で協議して別途定める。

ア 口座振替データの授受

市と受託者間、受託者と対象金融機関間の授受は以下のとおり行うこととする。

(ア) 市と受託者

LGWAN

(イ) 受託者と対象金融機関※

ADP

※ 対象金融機関システムへの直接接続でなく、しんきん情報サービス等のシステム共同センターとの接続を指定する場合には、当該システム共同センターとの接続について、対象金融機関システムへ接続する場合と同様の対応を行うこと。

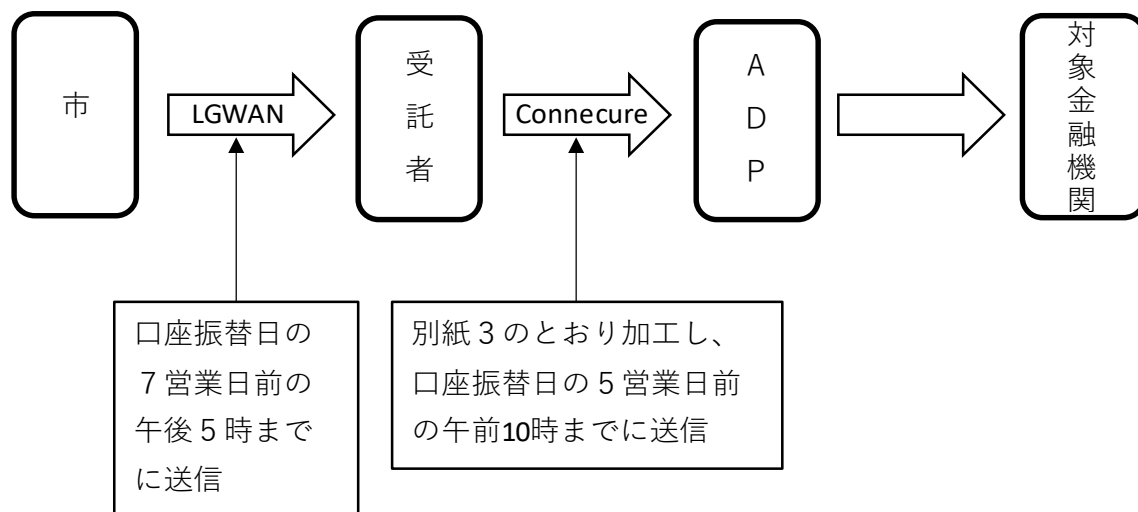
イ 口座振替依頼データの伝送（市 → 受託者 → 対象金融機関）

(ア) 市は、別紙2「データ仕様」に基づく口座振替依頼データを作成し、当該依頼データをLGWANを使用して受託者へ送信する。送信日は、原則として口座振替日の7営業日前の午前9時から午後5時まで（初回送信日：令和6年3月21日）とするが、詳細は市と受託者で別途協議して定める。

(イ) 受託者は、市が送付した口座振替依頼データについて、別紙3「口座振替データの修正等」のに基づき必要な処理を行い、原則として口座振替日の5営業日前の午前10時まで（初回送信日：令和6年3月25日）にADPを介して対象金融機関又はシステム共同センターへ送信する。

(ウ) 受託者は、必要な対象金融機関に対して、あらかじめ定めたスケジュールに基づき、当該依頼データ伝送が完了したことをFAX等で通知する。

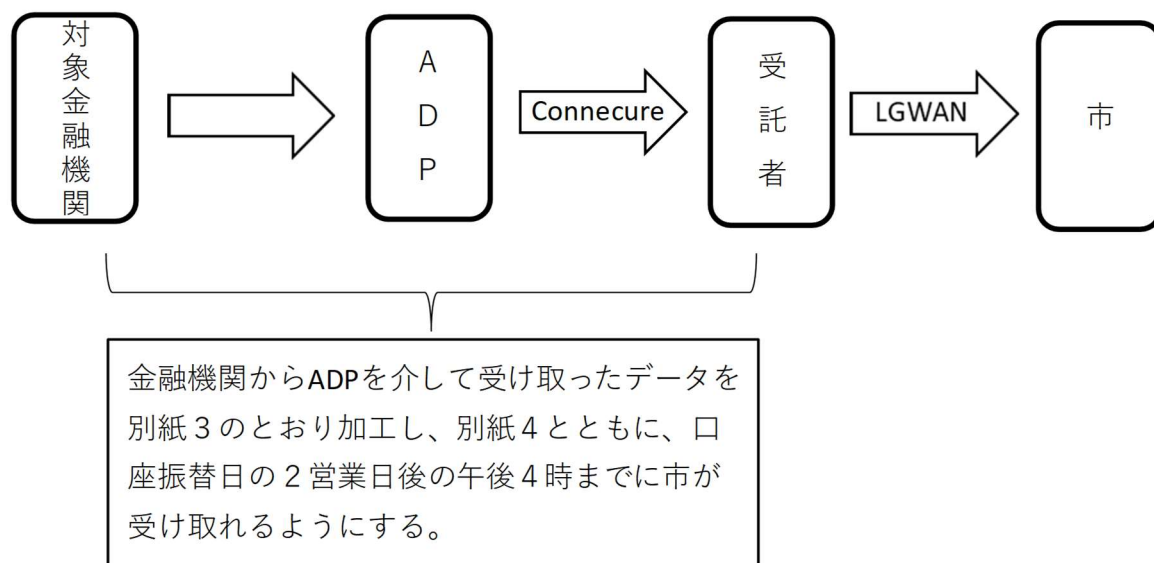
【口座振替依頼データの伝送のイメージ図】



ウ 口座振替結果データの伝送（対象金融機関 → 受託者 → 市）

- (ア) 受託者は、対象金融機関の口座振替結果データをADPから受信し、別紙3「口座振替結果データの修正等」に基づき口座振替結果データを作成し、原則として口座振替日の2営業日後の午後4時までに市がLGWANで受信できる状態にすること（市は口座振替日の2営業日後の午後5時までに受領する）。
- (イ) 受託者は、(ア)の口座振替結果データと合わせて別紙4「口座振替データ伝送業務実績報告書」を作成し、市がLGWANで受信できる状態にすること。

【口座振替結果データの伝送のイメージ図】



エ 最大送信件数

受託者は、市の口座振替データに伝送にあたり、下記(ア)・(イ)に定める最大送信件数を処理するために必要な準備を行うこと。

- (ア) 市と受託者間の1回あたりの最大送信件数

700,000件

- (イ) 受託者と対象金融機関（1金融機関あたり）の1回あたりの最大送信件数

対象金融機関側で設定する最大送信件数

※ ただし、市の口座振替データの件数が金融機関側で設定する上限件数を超える場合の取扱いは、市・受託者・対象金融機関で協議のうえ決定する。

オ サポート窓口等の設置

受託者は、本業務に対して下記(ア)から(ウ)のとおりサポート窓口等を設置し、市からの問い合わせ等に対応すること。

- (ア) サポート窓口開設日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く毎日

- (イ) サポート窓口開設時間

午前9時から午後5時まで

- (ウ) 緊急連絡先の届出

サポート窓口開設時間以外の緊急連絡体制を確立し、市に書面で提出すること

カ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

受託者は、本業務の履行にあたり、下記(ア)から(ウ)のとおり、個人情報の保護・情報セキュリティ対策を行うこと。

- (ア) 受託者は、本業務を遂行するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙5「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、業務開始後は、別紙6「個人情報取扱状況報告書」を毎月作成し、市に提出すること。
- (イ) 本業務の遂行に当たり知りえたすべての情報は、履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取扱についても同様とする。また、秘密保持及びデータの取扱について、従業員その他関係者への徹底を行うこと。
- (ウ) 本業務の遂行に当たり知りえたすべての情報は、履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取扱についても同様とする。また、秘密保持及びデータの取扱について、従業員その他関係者への徹底を行うこと。
- (エ) 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、委託者の承認を受けることとする。この場合、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(2) 口座振替データ伝送テストの実施

受託者は、上記6(1)に定める準備が完了した後、市及び対象金融機関と協議して口座振替データ伝送に係るテストを下記ア～オのとおり実施する。

なお、過去に本業務の受託実績がある場合は、過去の試験結果を市に報告し、市の承諾を得た場合は当該テストの実施を要しない。

ア テスト実施期間等

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く口座振替日の7業日前から2営業日後を除いた期間※で、かつ、市・対象金融機関・受託者で協議が整った日程とする。

【※令和6年2月及び3月の該当日】

- ・令和6年2月：8日(木)・9日(金)・13日(火)～16日(金)
- ・令和6年3月：5日(火)～8日(金)・11日(月)～15日(金)・18日(月)・19日(火)

イ 市と受託者間の口座振替データ伝送試験

- ・LGWANで次の伝送テストを実施すること。
- ・口座振替依頼データ伝送
- ・口座振替結果データ伝送

ウ 受託者と対象金融機関（又はシステム共同センター）間の口座振替データ伝送試験

ADPにより次の伝送テストを実施すること。

- ・口座振替依頼データ伝送
- ・口座振替結果データ伝送

エ セキュリティ

受託者は、当該伝送テストの実施にあつては、本番運用と同様の情報セキュリティ対策を講じるようにすること。

オ 結果報告

伝送テストが滞りなく完了した際は、市が指示する方法で伝送テストの結果を報告すること。

なお、当該伝送テストにおいて問題が確認された場合は、速やかに対応し、本業務が確実かつ安定的な運用が確認できるまで、当該テストを継続すること。

(3) 本番運用

受託者は、上記4に定めた初回口座振替依頼データ送信日（令和6年3月21日）以降は、本仕様書に定めた内容を遵守し、かつ、市の指示に従い、安全・確実・円滑に本業務を実施すること。

(4) 対象金融機関の統廃合・追加への対応

本業務履行期間中に、対象金融機関の統合・廃止・追加が発生した場合の必要な準備等についても、受託者において対応すること。

この場合における口座振替データ伝送に関するテスト等の業務については、市と受託者及び対象金融機関が協議のうえ実施する。

(5) 対象金融機関システム等の接続先変更への対応

本業務の履行期間中に、対象金融機関システム等の接続先電話番号や、IPアドレス等に変更がある場合、受託者が対応すること

なお、この場合における接続試験等については、市と受託者及び対象金融機関が協議のうえ実施する。

(6) 障害発生時の対応等

受託者は、発生に係る帰責の有無にかかわらず、回線障害による口座振替データ伝送不能状態の発生や情報セキュリティインシデント等、本業務に事故や障害等の発生を認知した場合は、直ちに市へ報告するとともに、その後の事務処理については、市と協議のうえ、市の判断・指示に従うこととし、市から要請があった場合、障害発生当日中に、担当者を障害対応のため派遣すること。

なお、不正アクセス、サービス不能攻撃、不正プログラムの感染等、短時間で被害が拡大する情報セキュリティインシデントについては緊急時対策を受託者が行うこと。

また、受託者の責に帰すべき事由により、市・第三者に損害を与えた場合は、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

7 その他

(1) 本業務に要する一切の費用は委託料に含めるものとする。

(2) 本業務に係る一切の費用は、下表に定める期間ごとの完了検査終了後に、按分率に応じた額を支払うものとする。

期間	按分率 ※
契約締結日～令和7年3月31日	50%
令和7年4月1日～令和8年3月31日	50%

※ 1円未満の端数が生じる場合は切り捨てとし、最初の支払の際に差額を含めるものとする。

(3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ対応する。

(4) 本業務に関して市と受託者で打ち合わせや協議を行った場合、受託者において議事録を作成し、市に報告すること。

(5) 受託者は、本業務委託契約締結後速やかに業務計画表を市に提出すること。

No	金融機関名	金融機関コード	口座振替科目														
			市・道民税 (普通徴収分)	固定資産税 (償却資産)	固定資産税・ 都市計画税 (土地・家 屋)	後期高齢者 医療保険料	国民健康 保険料	介護保険料	公立保育料	私立保育料	市営住宅 使用料	市営住宅 駐車場使用 料	幼稚園 入園料	幼稚園 教育料	児童クラブ 利用料	高等学校 授業料	学校給食費
1	北洋銀行	0501	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	みずほ銀行	0001	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
3	三菱UFJ銀行	0005	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—
4	三井住友銀行	0009	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	りそな銀行	0010	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—
6	楽天銀行	0036	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
7	北海道銀行	0116	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	みちのく銀行	0118	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
9	秋田銀行	0119	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
10	七十七銀行	0125	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—
11	第四北越銀行	0140	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	北陸銀行	0144	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13	三菱UFJ信託銀行	0288	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●
14	SBI新生銀行	0397	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
15	北海道信用金庫	1001	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	室蘭信用金庫	1003	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
17	空知信用金庫	1004	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
18	苫小牧信用金庫	1006	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
19	北門信用金庫	1008	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
20	北空知信用金庫	1010	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
21	日高信用金庫	1011	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
22	渡島信用金庫	1013	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
23	旭川信用金庫	1020	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
24	稚内信用金庫	1021	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
25	留萌信用金庫	1022	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
26	北星信用金庫	1024	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
27	大地みらい信用金庫	1028	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
28	遠軽信用金庫	1033	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
29	商工組合中央金庫	2004	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—
30	北央信用組合	2011	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
31	札幌中央信用組合	2013	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
32	空知商工信用組合	2019	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
33	あすか信用組合	2060	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
34	北海道労働金庫	2951	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
35	北海道信用農業 協同組合連合会	3001	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
36	札幌市農業協同組合	3133	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
37	サツラク農業協同組合	3154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
38	ゆうちょ銀行	9900	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1 ●:データ伝送による口座振替を行っている科目 —:データ伝送による口座振替科目を行っていない科目

※2 複数の科目にわたって●が付いている場合は、同じ委託者コードを使用している

※3 「No.17～No.22及びNo.24～No.28」「No.30～No.33」「No.35～37」の口座振替依頼データは、「」で括られた金融機関の情報がまとまった状態(1ファイル)で作成される(高等学校授業料・学校給食費を除く・別紙3参照)。

※4 上記の表は令和6年1月現在の状況

データ仕様書

委託者が作成する口座振替データは次の仕様とする。

1-1. データ仕様

使用コード	SJISコード
レコード長	固定長。120バイト
ファイル フォーマット	ファイル提供時 : テキストファイル ファイル取得時 : テキストファイル

1-2. レコードフォーマット

各金融機関分レコード群は、次の仕様で作成する。

①ヘッダーレコード

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「1」をセット
2	種別コード	N(2)	「91」をセット
3	コード区分	N(1)	「0」をセット
4	委託者コード	N(10)	各金融機関が定めた委託者のコード
5	委託者名	C(40)	カナ文字および英数字
6	引落日	N(4)	引落日を月日で記録する(銀行営業日)
7	取引銀行番号	N(4)	統一金融機関番号
8	取引銀行名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
9	取引支店番号	N(3)	統一店番号
10	取引支店名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
11	預金種目(委託者)	N(1)	「1」普通預金 「2」当座預金 「9」その他
12	口座番号(委託者)	N(7)	委託者の口座番号
13	ダミー	C(17)	スペース

②データレコード

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「2」をセット
2	引落銀行番号	N(4)	統一金融機関番号
3	引落銀行名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
4	引落支店番号	N(3)	統一店番号
5	引落支店名	C(15)	カナ文字および英数字(スペース可)
6	ダミー	C(4)	スペース
7	預金種目	N(1)	「1」普通預金, 「2」当座預金, 「3」納税準備預金, 「9」その他

8	口座番号	N(7)	預金者の口座番号
9	預金者名	C(30)	カナ文字および英数字
10	引落金額	N(10)	数字
11	新規コード	N(1)	「1」 第一回引落分, 「2」 支店・種目・口座変更分, 「0」 その他
12	顧客番号	N(20)	委託者が定めた顧客番号
13	振替結果コード	N(1)	「0」 をセット
14	ダミー	C(8)	スペース

③トレーラレコード

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「8」 をセット
2	合計件数	N(6)	データレコードの合計件数
3	合計金額	N(12)	データレコードの合計金額
4	振替済件数	N(6)	0
5	振替済金額	N(12)	0
6	振替不能件数	N(6)	0
7	振替不能金額	N(12)	0
8	ダミー	C(65)	スペース

1-3. エンドレコードフォーマット

送付データの最後の表示として、次のレコードを記録する。

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「9」 をセット
2	ダミー	C(119)	スペース

1-4. レコードフォーマット (振替結果)

振替処理終了後、各金融機関分レコード群ごとに振替結果を以下の様に記録して返却すること。

なお、本項に記載がないレコード内容は、依頼データと同一とする。

①データレコード (個別に振替結果を記録すること)

項番	項目名	桁数	コード	事由	内容
13	振替結果コード	N(1)	0	振替済	
			1	資金不足	預金残高不足
			2	取引なし	①預金取引なし (口座解約, 該当口座なし) ②店番, 預金種目, 口座番号, 名義等の相違
			3	預金者の都合による振替停止	①預金者からの依頼による振替停止 ②諸届(死亡, 相続, 代弁, 差押等)に伴う振替停止

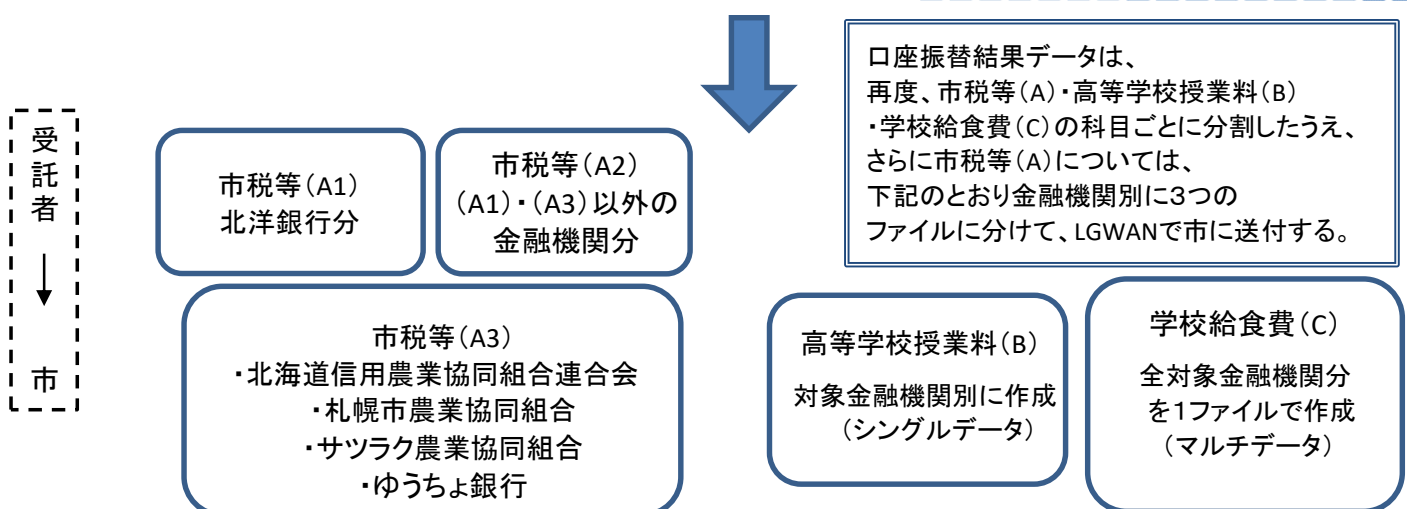
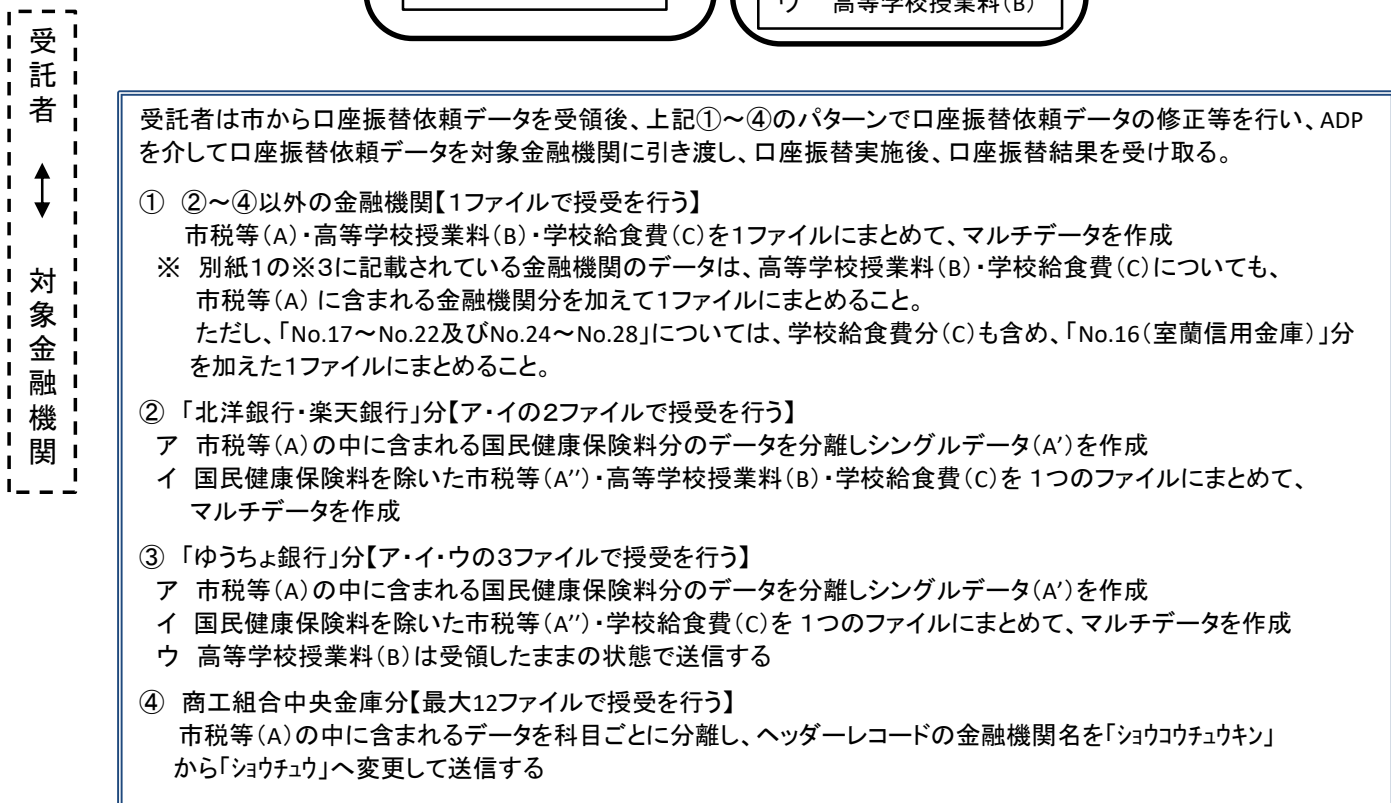
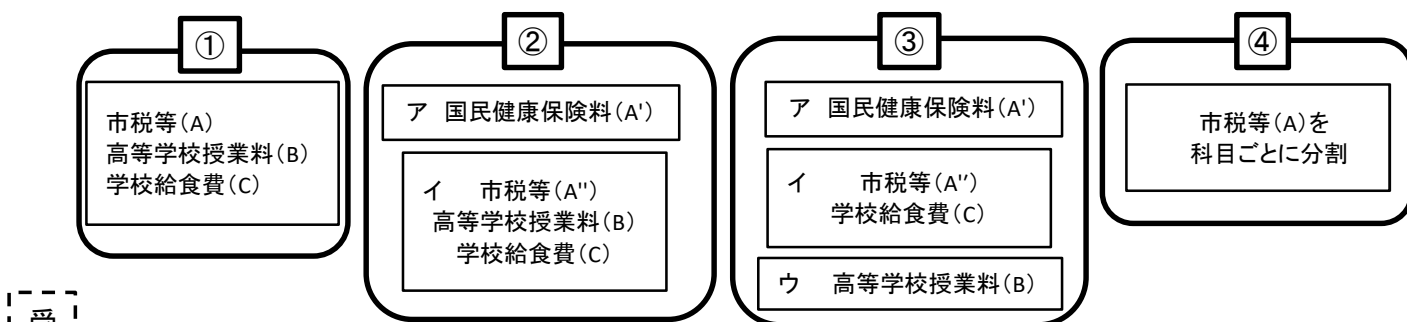
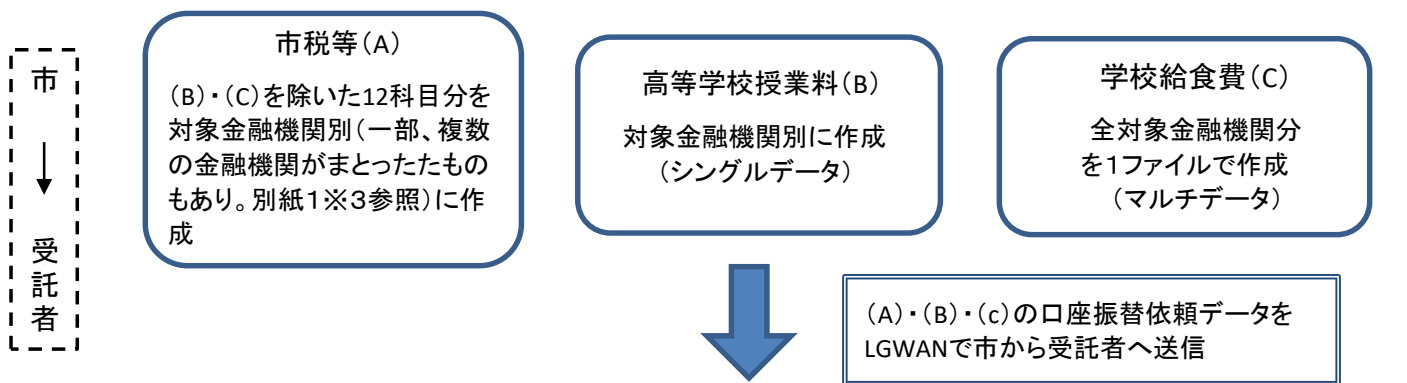
		4	預金口座振替依頼書 なし	①依頼書未提出 ②依頼書不備返却中 ③預金口座振替契約解約済
		8	委託者の都合による 振替停止	委託者からの依頼による 振替停止
		9	その他	請求書, 請求MTの不備 (データフォーマット上のエラーなど)

※コード1以降が振替不能の理由コード

②トレーラレコード（振替済、不能の件数・金額を記録する）

項番	項目名	桁数	内容
1	データ区分	N(1)	「8」をセット
2	合計件数	N(6)	データレコードの合計件数
3	合計金額	N(12)	データレコードの合計金額
4	振替済件数	N(6)	振替済件数
5	振替済金額	N(12)	振替済金額
6	振替不能件数	N(6)	振替不能件数
7	振替不能金額	N(12)	振替不能金額
8	ダミー	C(65)	スペース

※上記仕様の追加・修正等があれば、別途協議の上対応することとする。



※上記は発注時点での仕様であり、変更される可能性もあります。

口座振替データ伝送業務実績報告書

金融機関名 :
口座振替日 : 令和 年 月 日()

委託者コード	振替依頼		振替実施		振替不能	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合計						

この様式により難しい時は市と協議のうえ、準じた別の様式を使用することができることとする

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
<p>1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。</p> <p>(1) 従業者の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり）</p> <p>(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）</p> <p>(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）</p> <p>(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：</p> <p>(5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：</p> <p>(6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり）</p> <p>(7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり）</p> <p>(8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）</p>	
2 その他特記事項等	